第 3 章 子育てが楽しくなるまちづくり



# 第1節 すべてのこどものそれぞれの時期に適した 居場所のあるまちをつくる

## 重点目標

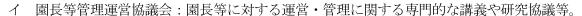
第5次那覇市総合計画に沿って、就学前の教育・保育の質の向上を図る。

# 施策事業の概要

# 1 就学前の教育・保育の質の向上

令和元年度にこども教育保育課を新設。令和5年度は、研修・指 導内容の精選に努め、就学前の教育保育施設に向けた研修・指導体 制の充実を図る。

- (1) 文部科学省幼児教育の理解・発展推進事業の取り組み
  - ア 幼児教育研究協議会:令和5年度、本市は「幼児教育と小学 3歳児保育開始(天妃こども園) 校教育の架け橋特別委員会」における論議等を踏まえ、幼児教育と小学校教育の円滑な接続の推 進についての都道府県協議会協議主題のもと、研究を進める。



ウ 保育技術協議会:保育教諭に対する保育技術についての専門的な講義や研究協議等。

#### (2)職員の研修

保育教諭等の資質や指導力の向上を図るため、理論や実践について学ぶ機会を充実させる。

### ア 各種研修

園長・教頭等研修、園運営協議会、教頭等協議会、保育教諭 研修会、特別支援教育研修会、他、教育・保育施設等研修会の 企画・運営をする。開催方法については、集合開催、オンデマ ンド開催、オンライン開催等、研修内容に応じて開催方法を検討 する。



保育の質の向上に向けた園内研修風景

# イ 教育研究員

那覇市立教育研究所へ教育研究員を2名派遣。

### ウ 法定研修

県が主催する法定研修(初任者研修・教職2年目研修・中堅教諭等資質向上研修)へ対象保育 教諭を派遣。

# (3) 確認監査の実施

特定教育・保育施設における適切な事業実施を確保することを目的とし、各園の教育・保育の質の 向上を図るため、子ども子育て支援法に基づき、集団指導・実地指導を実施している。

### 2 学力向上推進計画

(1) 学力向上推進計画「ふくぎ じんぶな~プラン」に基づき、こども園での体験等を通して学びの芽生えを育む。また、幼児期から3つの資質能力を育み、義務教育以降の学習の基盤を育む。

【園児一人一人が大切にされ、よさや可能性を認め合う学級経営】

○一人一人が生かされ、育ち合う学級経営

○保育者や友達と関わり、認め合う学級経営

#### 【「確かな学力」の育成】

- ○園生活や遊びを通し「主体的・対話的で深い学び」のある教育・保育実践の充実
- ○豊かな心情や健やかな体を育む教育・保育の充実

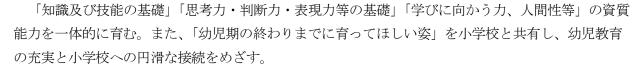
### 【基本的な生活習慣の形成】

- ○望ましい生活リズムの形成
- ○規範意識・マナーの育成
- ○「家~なれ~運動」の推進

#### 【学力向上マネジメント】

○PDCAサイクルを生かした教育・保育実践

## (2) 具体的取り組み事項



(3) 令和5年度の重点取組

重点取組 1 基本的な生活習慣の確立を図る取り組みの充実

重点取組 2 保育の質の向上を図る取り組みの充実



- (1) インクルーシブ教育の推進
- (2) 就学前教育・保育施設における医療的ケア実施ガイドラインに基づき、就学前教育・保育施設での 医療的ケア児の受け入れを実施する。
- (3) 特別な支援を要する幼児については、那覇市発達支援保育事業及び特別支援教育充実事業に基づいた保育士等の配置や、特別支援教育へルパー等の配置に取り組む。
- (4) 那覇市こども発達支援センターにおいて、地域支援事業(発達支援巡回相談・施設支援巡回相談) を実施する。
- (5) 特別支援コーディネーターを中心に各関係機関と連携を図り、指導・支援を推進する。
- (6)「個別の教育及び保育支援計画」「個別の指導計画」を作成・活用し、計画的・組織的な支援の取り 組みを推進する。

# 4 保幼こ小連携

幼保連携型認定こども園の公立こども園と公私連携こども園が小学校同一敷地内にあるという利点を生かし、他府県には見られない「こ小」の様々な連携の取り組みが行われている。さらに公立こども園等が小学校との結節点となり、沖縄型幼児教育に取り組んでいる。保育所(園)、私立幼稚園も含めた「保幼こ小」の接続については、相互の教育及び学びの連続性について理解を深めるため、保幼こ小合同研修会や各小学校区を単位とした保育参観・授業参観等を実施している。

幼児期から小学校への円滑な接続を目指し、各園・各校接続のカリキュラムを作成している。

今年度より架け橋期のカリキュラム作成に向けて、相互理解を図るために、全公立こども園・公私連携こども園で公開保育を行う。



3歳児保育開始(天妃こども園)

# 5 子育ての支援

### (1) こども園の子育て支援

子育てに関する相談や関係機関等の子育てに関する情報提供、在園児の保護者同士が交流できる場の提供を行う。また、子育て応援 DAY として在宅親子を対象に、遊びや行事への参加受け入れ等、 未就園児の子育て支援に取り組む。

#### (2) 地域子育て支援センター(公立みらいこども園)

みらいこども園では、交流保育・育児相談・育児講座や子育て支援センター等の無い地域へ出向く 出前支援を行う。

#### (3) 一時預かり保育事業

# ア 一般型(未就園児保護者対象)

- ・私的保育サービス:保護者の育児に伴う心理的、肉体的負担感の解消を目的とする
- ・緊急保育サービス:疾病、災害、事故、介護、冠婚葬祭等、他、社会的にやむを得ない事由
- ・非定形型保育サービス:パート就労、職業訓練、就学等の事由
- イ 幼稚園型(在園児保護者対象)
- (4) 保護者のニーズに合わせた教育・保育時間
  - 1号認定児 教育・保育時間 午前8時15分~午後2時
  - 2号認定児 教育・保育時間 午前7時30分~午後6時30分
  - ※延長保育 午後6時30分~午後7時30分
  - ※十曜保育実施

# 6 幼保連携型認定こども園受け入れ状況(令和5年5月現在)

公立こども園				
No.	園名	3歳	4歳	5歳
1	城北		0	0
2	城西	0	0	0
3	城南		0	0
4	大名		0	0
5	泊		0	0
6	真嘉比		0	0
7	那覇		0	0
8	壺屋		0	0
9	開南		0	0
10	天妃	0	0	0
11	上間	0	0	0
12	真和志		0	0
13	与儀		0	0
14	小禄南		0	0
15	天久みらい	0	0	0
16	大道みらい	0	0	0
17	宇栄原みらい	0	0	
18	久場川みらい	0	0	0

公私連携こども園
----------

No.	園名	3 歳	4歳	5 歳
1	城東		0	0
2	石嶺		0	0
3	安謝	0	0	0
4	曙		0	0
5	銘苅	0	0	0
6	松島	0	0	0
7	若狭	0	0	0
8	神原	0	0	0
9	城岳	0	0	0
10	古蔵	0	0	0
11	松川	0	0	0
12	識名	0	0	0
13	真地		0	0
14	仲井真		0	0
15	垣花		0	0
16	金城	0	0	0
17	小禄		0	0
18	さつき	0	0	0
19	宇栄原	0	0	0
20	高良		0	0

※天久みらいこども園・大道みらいこども園・久場川みらいこども園・宇栄原みらいこども園については、 $0\sim2$ 歳児の受入れあり。

# 第2節 支援が必要なこどもや保護者に必要な支援が 届くまちをつくる

# 重点目標

国公立小中学校に通う児童生徒の保護者へ就学援助制度による支援を行い、こどもが生まれ育った環境に左右されることがないよう、子ども寄添支援員を配置してこどもの家庭環境を把握し、課題緩和に取り組む。また、経済的な理由で大学等への進学が困難な学生に対し、奨学金制度(給付型)により経済的に自立して修学できるよう支援を行う。

# 施策事業の概要

# 1 経済的な支援による育ちの応援

# (1) 保護者への支援

ア 小・中学校就学援助費

義務教育の円滑な実施を図るため、国公立の小・中学校に通学している児童生徒の保護者へ就学援助制度により支援を行う。

区分	援助対象者	援助対象費目
要保護	・生活保護を受けている者	・修学旅行費
準要保護	・生活保護を廃止又は停止 になった者 ・市町村民税が非課税の者 ・生活保護を受けている家 庭に準ずる程度に生活が 困窮していると認められ る者	<ul> <li>・新入学児童生徒学用品費等</li> <li>・学用品費</li> <li>・通学用品費(小学1年生及び中学1年生を除く)</li> <li>・校外活動費</li> <li>・通学費(通学距離が小学生片道4km以上、中学生片道6km以上で、公共交通機関を利用する者)</li> <li>・修学旅行費</li> <li>・体育実技用具費(中学校で該当者のみ)</li> <li>・生徒会費(中学校対象)</li> <li>・学校給食費</li> <li>・小学校入学準備金(翌年度に那覇市立小学校に入学を予定しているお子様の保護者)</li> <li>・卒業アルバム代等</li> </ul>

#### イ 特別支援教育就学奨励費

就学のために保護者が負担する経費の一部を保護者の負担能力の程度に応じて補助することで、特別支援教育の普及奨励を図ることを目的とする。

援助対象者	援助対象費目	援助額
特別支援学級に在籍する児童生徒及び通常の学級に在籍する学校教育法施行令第22条の3に該当する児童生徒の保護者	<ul><li>・学校給食費</li><li>・修学旅行費、校外活動費</li><li>・体育実技用具費</li><li>・学用品通学用品購入費</li><li>・新入学児童生徒学用品通学用品購入費</li></ul>	実費の1/2 (限度額あり) 定額
	・通学費、交流学習交通費 ・職場実習交通費(中学校対象)	実費又は 実費の1/2

# 2 こどもや保護者のそれぞれに適した支援の実施

#### (1) 子どもの貧困対策の推進

「沖縄子供の貧困緊急対策事業費補助金(平成28年~)」を活用し、貧困の連鎖を断ち切るため、貧困家庭の児童生徒を対象に、一人一人にあった教育機会の確保や自立を促す。特に、貧困家庭の児童生徒に寄り添い、その課題緩和への働きかけや児童生徒を居場所へつなぐ等の支援を行う。

#### ア 子ども寄添支援員(SSW:スクールソーシャルワーカー)の配置

準要保護等の世帯の児童生徒を支援するために、各中学校区(17 校)に子ども寄添支援員を配置する。子ども寄添支援員は、担当小中学校や家庭を訪問して、不登校等の児童生徒の情報収集・分析を行い、学校や関係機関と連携して、その児童生徒の置かれた環境に働きかけ、課題の緩和を図る。

## イ 自立支援教室(むぎほ学級)の設置

不登校児童生徒のうち生活困窮世帯の児童生徒の支援として、日中の教育的な居場所を確保する 自立支援教室「むぎほ学級」を設置している。むぎほ学級では、様々な体験活動(調理、栽培、創作、奉仕など)や学習支援を通して、将来の社会的自立につなげることを目指す。

#### (2) 那覇市奨学金制度(給付型)

成績優秀で修学する意欲があるにもかかわらず経済的な理由で大学等への進学が困難な者に対し、 返済を要しない奨学金を給付する。

- ア 奨学生の要件 次に掲げる要件全てに該当する者とする。
  - ・沖縄県内にある学校教育法に定める高等専門学校(4、5年のみ)、大学(短期大学を含む。)及び専修学校(専門課程のみ)、職業能力開発促進法に定める職業能力開発大学校(専門課程のみ)に進学する者
  - ・学業成績が優秀であると認められる者
  - ・経済的理由により修学が困難であると認められる者
  - ・保護者が本市に3年以上引き続き住所を有している者
  - ・日本国籍を有している者又は別途定める在留資格を有している者

# イ 奨学金の内容

種類	対象とする経費	給付額	
入学金	   大学等の入学金(1 回限り)	入学金の実費相当額で 282,000 円を	
	人子寺の人子並(I 回限り)	上限とする。	
授業料	大学等への校納金のうち授業料に相	授業料に相当する経費の実費相当額	
	当する経費	で各年次 720,000 円を上限とする。	
施設費	大学等への校納金のうち施設費に相	施設費に相当する経費の実費相当額	
	当する経費	で各年次 200, 000 円を上限とする。	

# ウ 給付の期間

奨学生の認定を受けたときから当該大学等の標準修業年限の終期まで

# エ 採用実績(過去3ヵ年分)

令和4年度	令和3年度	令和2年度
15名	1 2名	10名